

中央市に在住する30歳未満の人を対象に、

奨学金返還を 支援します

詳細はコチラ

市ホームページ
二次元コード



奨 学金を返還している市在住の若者の、就労初期における経済的負担の軽減と地元への定住を促進するため、奨学金返還費用の

一部を助成（年額上限20万円、最長5年）して
います。

1.助成対象の奨学金

- ・日本学生支援機構の第一種および第二種奨学金
- ・その他市長が認める貸与型奨学金
（教育ローンは対象外）

2.助成対象者

助成金の交付を受けることができるのは、次のいずれにも該当する人です。

- ・中央市に住民登録され、かつ居住していること
- ・申請時に30歳未満であること
- ・大学等（※）の在学中に奨学金の貸与を受け、卒業後、その返還をしていること
- ・就業（正規雇用または事業主）していること
- ・市税などや奨学金の返還を滞納していないこと
- ・奨学金返還に係る他の助成金などを受けていないこと
- ・暴力団員と関係がないこと
- ・助成金の申請の日から5年以上継続して定住すること

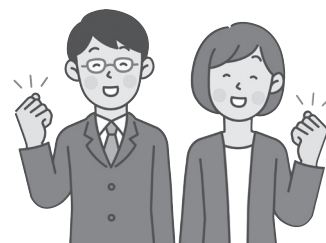
※「大学等」とは

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、専門職大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程または高等課程に限る）、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）および特別支援学校（高等部に限る）

3.助成金額

助成金額は「1年間に返還した奨学金の額（上限20万円）」です。

※繰上償還による奨学金返還額と、返還利子相当額は、助成金額の算定には含みません。



4.助成期間

助成を受けることができる期間は、助成対象者認定を受けた日の属する年度から起算して、最長5年です。

5.助成対象者認定の申請

助成金の交付を受けるには、30歳の誕生日を迎える前に**助成対象者認定**を受ける必要があります。

助成対象者認定の申請期限は毎年度12月28日です。ご注意ください。

申請方法の詳細は市ホームページでご確認ください。

備考①

令和5年12月28日までに30歳の誕生日を迎える人の申請期限は、誕生日の前日（誕生日が休日の場合は前営業日）。

備考②

令和5年12月29日～令和6年4月1日の間に30歳の誕生日を迎える人の申請期限は、令和5年12月28日。

